

## 県外居住者の奈良県立高等学校への入学志願許可申請に係るスポーツ団体の承認に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、奈良県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、奈良県立高等学校入学志願者選抜実施要項（以下「選抜実施要項」という。）に基づく県外居住者の奈良県立高等学校への入学志願許可申請に係るスポーツ活動を行う団体（以下「スポーツ団体」という。）の承認事務を行うための承認基準その他必要な事項を定めるものとする。

(承認基準)

第2条 教育委員会が承認するスポーツ団体は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 当該スポーツ団体又は当該スポーツ団体を運営する団体（以下「スポーツ団体等」という。）が法人格を有していること。
- (2) 当該スポーツ団体の活動拠点が奈良県内にあること。
- (3) 当該スポーツ団体が奈良県のスポーツ振興、スポーツを通じた青少年の健全育成等に関する中長期的なビジョンを有し、公表していること。
- (4) 承認申請を行う年度の前年度に、当該スポーツ団体が所属する生徒の公式戦への出場その他のスポーツ活動の実績を有しており（承認申請を行う年度の翌年度から活動を開始する場合を除く。）、かつ、翌年度もスポーツ活動を予定していること。
- (5) 当該スポーツ団体等が奈良県内に生徒が寄宿する施設（以下「寄宿施設」という。）を所有又は賃借していること。
- (6) 当該スポーツ団体等が入学志願許可申請を行う生徒の身元引受人（選抜実施要項に規定する身元引受人をいう。）となり、入学後は当該生徒の保護者、当該生徒が通学する県立高等学校及び教育委員会と連携しながら寄宿施設において当該生徒の健康状態や生活状況の確認及びこれらを踏まえた必要な指導を行うことができる体制を整備していること。

(申請手続)

第3条 教育委員会の承認を受けようとするスポーツ団体は、当該スポーツ団体に所属し寄宿施設で生活しながらスポーツ活動を行うことが予定されている生徒が選抜実施要項に規定する入学志願許可申請を行う年度の6月末日（令和3年度については12月15日）までに、奈良県立高等学校入学志願許可申請に係るスポーツ団体承認申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、奈良県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に申請しなければならない。ただし、教育長が相当な理由があると認めるときは、申請期限後であっても申請を行うことができる。

- (1) 当該スポーツ団体等の定款及び現在事項全部証明書
- (2) 当該スポーツ団体における奈良県のスポーツ振興、スポーツを通じた青少年の健全育成等に関する中長期的なビジョンが分かる書類
- (3) 承認申請を行う年度の前年度の当該スポーツ団体の活動実績（承認申請を行う年度の翌年度から活動を開始する場合を除く。）及び翌年度の活動計画が分かる書類
- (4) 寄宿施設の建物の登記事項証明書（所有の場合）又は賃貸借契約書（賃借の場合）
- (5) 寄宿施設の写真（建物の外観、生徒が居住する部屋、食堂等の共有スペース）
- (6) 寄宿施設における生活指導体制及び災害、怪我、病気等の緊急時の対応体制が分かる書類

(7) その他教育長が必要と認める書類

(決定)

第4条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは奈良県立高等学校入学志願許可申請に係るスポーツ団体承認決定通知書（第2号様式）により、承認できないときはその旨を、それぞれ当該スポーツ団体に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第5条 前条の規定により承認を受けた団体（以下「承認団体」という。）は、申請時に第3条の規定に基づき提出した申請書及び添付書類の内容に変更が生じた場合は、申請事項変更届出書（第3号様式）に変更内容が分かる書類を添付して、速やかに教育長に届け出なければならない。

(教育委員会による指導・助言)

第6条 教育委員会は、寄宿施設におけるスポーツ団体等の生活指導体制及び災害、怪我、病気等の緊急時の対応体制その他の事項について、必要と認めるときは、スポーツ団体等に対し、必要な指導や助言を行うことができる。

(県立高等学校の部活動として活動する場合の手続等)

第7条 承認団体のスポーツ活動を県立高等学校の部活動として位置付ける場合は、教育委員会、当該県立学校及び承認団体の三者で協議の上、連携に関する基本合意書の締結その他の必要な手続を行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、スポーツ団体の承認等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年11月19日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

奈良県教育委員会教育長 殿

申請団体 所在地  
団体名  
代表者名

奈良県立高等学校入学志願許可申請に係るスポーツ団体承認申請書

県外居住者の奈良県立高等学校への入学志願許可申請に係るスポーツ団体の承認に関する要綱第3条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 スポーツ団体の名称
- 2 スポーツ団体を運営する団体の名称、所在地及び代表者名
- 3 スポーツ団体が行うスポーツ活動の内容
  - (1) スポーツ団体全体
  - (2) うち、申請の対象となるもの
- 4 寄宿施設の名称、所在地及び寄宿施設における責任者名
- 5 翌年度の受入予定人数（県立高等学校への進学を予定していない者も含む。）
  - (1) スポーツ団体全体
  - (2) うち、寄宿施設での生活を予定している者
- 6 本件申請に係る担当者名及び連絡先

備考

- 1 この申請書は、毎年6月末日までに提出してください（前年度に奈良県教育委員会の承認を受けている団体についても、毎年度申請が必要です。）。
- 2 県外居住者の奈良県立高等学校への入学志願許可申請に係るスポーツ団体の承認に関する要綱第3条各号に定める書類を添付してください。

第2号様式（第4条関係）

第 号  
年 月 日

（団体名）

奈良県教育委員会  
教育長 ○○ ○○ 印

奈良県立高等学校入学志願許可申請に係るスポーツ団体承認通知書

年 月 日付けの申請について承認しましたので通知します。

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

奈良県教育委員会教育長 殿

申請団体 所在地  
団体名  
代表者名

申請事項変更届出書

年 月 日付けの奈良県立高等学校入学志願許可申請に係るスポーツ団体承認申請書及びその添付書類の内容について変更が生じたので、県外居住者の奈良県立高等学校への入学志願許可申請に係るスポーツ団体の承認に関する要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更事項

(1) 変更前

(2) 変更後

2 変更理由

3 変更年月日

備考

・変更内容が分かる書類を添付してください。